



監査報告書

平成 30 年 5 月 22 日

社会福祉法人千葉県厚生事業団
理事長 渡部 昭 様

監事 高田 博美 
監事 鈴木 孝 

社会福祉法第 40 条の規定及び社会福祉法人千葉県厚生事業団（以下「法人」という）の定款（柏市長認可）第 18 条の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度における理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

- (1) 理事の業務執行につきましては、関連する法令及び通知並びに法人定款に従い、理事会に出席して理事その他の職員から業務報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類等を閲覧し、その業務執行の妥当性を検討いたしました。
- (2) 法人の財産の状況につきましては、関連する法令及び通知並びに法人定款に従い、会計帳簿並びに関係書類の調査など必要と思われる監査手続を用いて計算関係書類（計算書類及び附属明細書）及び財産目録の正当性を検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告書の内容は、法人の事業の執行状況を正しく示し、適正と認めます。
- ②理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に抵触する事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ①資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細書及び財産目録は、法人の収支と財産、資産と負債の状況を正しく示し、適正と認めます。